

情報通

2018. July

7月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

大法人の電子申告義務化・さあどうする！？

義務化対象法人に関与している皆さま、必見です！

情報システム部委員 加藤 昭弘

1. なぜ、義務化となったのか

「行政コスト削減のための基本計画が策定され、税務分野においても削減方策がまとめられたことで義務化となりました。

2. 対象法人の範囲

① 法人税及び地方法人税の場合

内国法人のうち、(ア) 事業年度の開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、(イ) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

② 消費税及び地方消費税

上記①に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

※資本金の額等の判定は、事業年度開始の日で行います。

3. 対象手続・書類

対象手続となるのは、確定申告書・中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。また、対象書類には、各申告書だけでなく、法人税法等において申告書に添付すべきこととされている書類(法人税における財務諸表、勘定科目内訳書又は租税特別措置の適用に必要な書類や消費税申告書付表などのいわゆる「添付書類」)も含まれており、申告書と併せて電子申告により提出する必要があります。なお、この対象となる法人が法定申告期限までに電子申告をせず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われ、無申告加算税の対象となります。

4. 例外規定

電子申告義務化後において、災害その他の理由によって、電子申告により法定期限までに申告を提出することが困難な場合(※)には、事前に申請書を提出し、所轄税務署長の承認を得た上で書面により提出することが可能となります。

また、災害その他やむを得ない理由がある場合は、災害等による期限延長の申請は可能となります。

※電子申告による提出が困難な場合の具体的な事例は今後公表されていく予定です。現在のところ、その他の理由には電気回線通信の故障の他、サイバー攻撃等が含まれてくると思われます。

5. 適用日

今回の義務化は、「平成32(2020)年4月1日以後開始する事業年度(課税期間)」から適用されることとなります。従って、法人税・消費税の確定申告については、平成32年4月～平成33年3月決算の法人から順次適用されていきます。また、一番早く義務化の対象となるのは、消費税の事業年度の特例(1月ごとの課税期間)を選択している場合と消費税の中間納付が年11回の場合で、この場合は、平成32年4月期からの適用となります。

6. 届出規定

この対象となる法人については、所轄税務署長に対し、「電子申告義務化適用届出書(仮)」を提出する必要があります。

①平成32(2020)年3月31日以前に設立された法人で平成32(2020)年4月1日以後最初に開始する事業年度において義務化対象法人となる場合

→事業年度(課税期間)開始の日から1か月以内

②平成32年(2020)年4月1日以後に増資、設立により義務化対象法人となる場合

→増資の場合、資本金の額又は出資金の額が1億円超となった日から1か月以内

→設立の場合、設立の日から2か月以内

7. 円滑に電子提出を行うための主な環境整備施策

この施策については、私たちの主たる関与先である中小法人に対しても利便性が高まる措置であり今後の情報に留意したいところです。

①データ形式の柔軟化

法人税申告書別表(明細記載を要する部分)、勘定科目内訳書、財務諸表について、エクセルで作成可能なCSV形式により提出可(国税庁が今後標準フォームを提供予定)。

現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は決算書部分がXBRL形式で、別表その他申告書類はXML形式となっており、これらのデータ形式への変換が電子申告データ作成の難点でもありましたが、多くの会計システムや申告書作成システムに実装されているCSVデータ出力機能が実用化されることは電子申告への対応に当たり朗報と言えるでしょう。

②提出情報等のスリム化

・イメージデータ(PDF形式)で送信されたデータの紙原本の保存不要化(一定の解像度・階調の要件があります)

・勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

・土地収用証明書等の添付の省略

③提出方法の拡充

電子申告の送信容量拡大のほか、添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

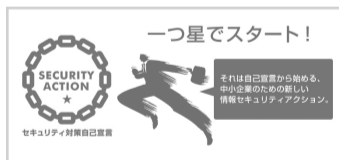
上記のとおり、法令上求められている書類について電子データでの提出が義務化される一方、運用上、添付が求められるが法令に規定されない証拠資料などについては引き続き書面で提出することになっている点には注意が必要です。ただし、PDF形式での添付可能文書は、その送信容量が大きく拡大されたので今後は、別送の手間無く上記の書面提出資料も全て電子データでの提出が可能になるものと期待されます。

④認証手続きの簡便化

法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の「電子委任状」を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能になるとしています。

ここに「電子委任状」という新たな手続きが示されました。現状では実際の運用については必ずしも明らかではないので、利用者にとってどのように利便性が高まるのか注目していきたいと思えます。

今回は、資本金が1億円超の大法人について電子申告の義務化が定められました。今後、中小法人にまでこの特例が適用される可能性がありますので、その時に対応できる準備をしておくことが必要でしょう。



IPA「SECURITY ACTION」研修会 【第1回目満員御礼につき】追加開催のご案内



SECURITY ACTIONを取得すると...

☆国が実施する「IT補助金制度」の申請対象となります！

この制度は会計ソフト、クラウドサービス等の導入にかかる費用の2分の1(上限50万円)を補助金として受け取ることができます。

☆IPAの「自己宣言事業者一覧」に掲載されます！

受講を希望される方は、右記申込票に必要事項をご記入のうえ、7月31日(火)までに本会事務局業務課宛にFAXでお申し込み下さい。
 ※当研修は6月19日に開催されたものと同様の内容です。
 ※受講確認票はお送りいたしません。

<研修会概要>

日 時：平成30年8月23日(木) 午前10時30分～正午

場 所：東京税理士会館201・202会議室

テーマ：「SECURITY ACTIONの宣言について」

講 師：独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 磯島 裕樹 氏

定 員：80名 対 象：本会会員 受講料：無料

問合せ先 東京税理士会事務局業務課 TEL：03(3356)4480

IPA「SECURITY ACTION」 研修会受講申込票 東京税理士会事務局 行 FAX：03(3356)4469

氏名	
登録番号	
所属支部	
電話番号	

情報システム部では電子申告に関する質問(電子申告・電子納税・マイナンバー取扱)を募集します！

電子申告に関する疑問をお持ちの方は、<本会HP>⇒<税理士の方へ>⇒<税理士のためのIT講座>⇒<電子申告等に関する質問コーナー>にアクセスのうえ、「質問内容募集フォーム」にてお送りいただくか、電子メール(johosystem@tokyozeirishikai.jp)にて①氏名②税理士登録番号③質問内容をご記入のうえお送りください。回答は本会情報システム部にて作成後、「電子申告等に関する質問コーナー」ページへ掲載し、総務部メールニュースにてお知らせいたします(支部及び氏名は非公開です)。